

令和6年度
保留地公売案内書
(抽選区画)

さいたま都市計画事業土呂農住特定土地区画整理事業

施行者・売主：さいたま市土呂農住特定土地区画整理組合

さいたま市土呂農住特定土地区画整理組合 保留地公売案内書

目次

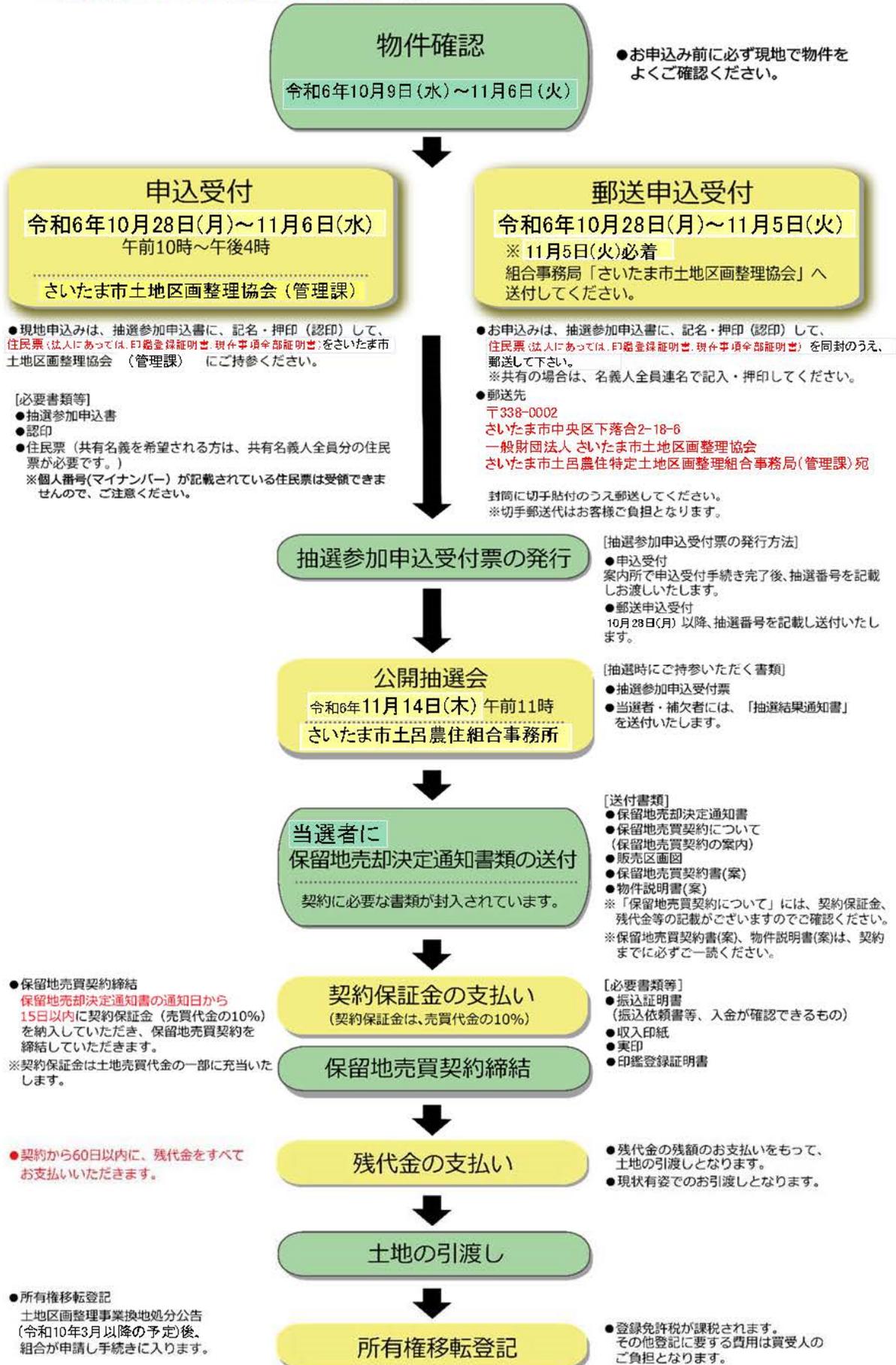
1. さいたま市土呂農住特定土地区画整理組合保留地公売概要	…… P.1
2. お申込みから土地引渡しまでのスケジュール	…… P.2
3. お申込みについて	…… P.3～6
4. 公開抽選について	…… P.7
5. 契約締結および引渡しについて	…… P.8～11
6. 法規制等	…… P.12
7. その他の事項について	…… P.13～16

1. さいたま市土呂農住特定土地区画整理組合保留地公売概要

◆事業概要 事業名称：さいたま都市計画事業土呂農住特定土地区画整理事業 施行者：さいたま市土呂農住特定土地区画整理組合 施行面積：約 11.11 ヘクタール 都市計画決定：平成 3 年 3 月 28 日 事業計画決定：平成 4 年 8 月 28 日 換地処分：令和 10 年 3 月以降の予定	
所在地：さいたま市北区土呂町 1477, 1496, 1503 (底地番) 交通：東武野田線大宮公園駅下車徒歩 8 分 募集区画数：1 区画 区画面積：246.33 m ² (1 区画) m ² 単価：257,000 円 土地販売価格：63,306,810 円 (1 区画) 用途地域 (建ぺい率[%]/容積率[%])：第一種低層住居専用地域 (50/100))	
◆生活供給処理施設等 上水道：さいたま市水道局 下水：公共下水道 ガス：東京ガス(株) 電気：東京電力エナジーパートナー(株)他 ゴミ収集：定点収集方式	
◆売主 さいたま市土呂農住特定土地区画整理組合 (理事長 薄田 隆夫) さいたま市見沼区東大宮 4 丁目 2 1 番地 1	

2. お申込みから土地引渡しまでのスケジュール

※契約から土地引渡しに関するお手続きは、「さいたま市土呂農住特定土地区画整理組合」の事務局である「一般財団法人さいたま市土地区画整理協会」が行います。



3. お申込みについて

今回販売する区画は、土地区画整理事業施行地区内の土地で、保留地となっております。保留地につきましては、換地処分（令和10年3月末の予定）に伴う登記が完了するまでは、抵当権等の設定ができませんので、融資を受ける場合は、事前に金融機関等とよく相談してください。

1. お申込み資格について

- (1) 期限までに売買代金の支払いが可能な方。
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でない方。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受けていない者又は会社法による特別清算を行っていない者であること。（申込者が法人の場合）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）及び下記①～④に該当する者（以下反社会的勢力とあわせて「反社会的勢力等」という。）でないこと。
 - ① 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的を持って反社会的勢力を利用する者
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持運営に協力している者
 - ③ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ④ 反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 抽選に参加しようとする者を妨げた者又は抽選の公正な執行を妨げた者でない者。

2. お申込みの条件

- (1) 保留地売買契約締結日から60日以内に売買代金を全額納入していただきます。
- (2) 共有でのお申込みも可能です。
- (3) 生活・居住・建築・環境等に関する決まりや法令等を遵守する方。

3. お申込み方法について

お申込みは、「現地申込受付」と「郵送申込受付」がございます。お電話ではお受けできませんので、ご注意ください。

■申込必要書類■

- ・抽選参加申込書
- ・住民票（法人にあっては現在事項全部証明書）※有効期限3ヶ月以内
※提出いただいた書類につきましては、返却いたしません。
※住民票については、マイナンバーの記載がないものをご提出ください。
※共有名義を希望される方は、共有名義人全員分の住民票が必要です。

■注意事項■

- ※共有名義を希望される方は、抽選参加申込書に連名で記入・押印してご提出ください。
- ※抽選参加申込書に記名されている方が、契約名義人となります。

■申込受付方法■

●申込受付期間：令和6年10月28日（月）～令和6年11月6日（水）

受付時間：午前10時～午後4時

抽選参加申込書に、必要事項をご記入・認印押印のうえ、住民票（法人にあつては、印鑑登録証明書、現在事項全部証明書）と併せ、上記期間中に一般財団法人さいたま市土地区画整理協会管理課に直接お申込みください。

ただし、お電話、FAXではお受けできませんので、ご注意ください。

■申込必要書類■

個人の場合

● 抽選参加申込書

● 住民票

※有効期限3ヶ月以内

※住民票については、マイナンバーの記載がないものをご提出ください。

※共有名義を希望される方は、共有名義人全員分の住民票が必要です。

法人の場合

● 抽選参加申込書（実印を押してください）

● 印鑑登録証明書

● 現在事項全部証明書

※印鑑登録証明書、現在事項全部証明書ともに有効期限3ヶ月以内

■注意事項■

- ・共有名義を希望される方は、保留地買受申込書に連名で記入・押印してご提出ください。
- ・抽選参加申込書に記名されている方が、契約名義人となります。
- ・申込時に提出した必要書類については、返却いたしません。

■受付場所■

一般財団法人さいたま市土地区画整理協会 管理課

〒338-0002 さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

Tel：048-799-2352 午前10時から午後4時

(但し、正午から午後1時、土日祝、年末年始を除きます。)

JR京浜東北線 与野駅 西口徒歩約10分

JR埼京線 与野本町 東口徒歩約10分



※駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

■郵送申込受付方法■

●郵送申込受付期間：令和6年10月28日（月）～令和6年11月5日（火）

抽選参加申込書に、必要事項を記入・押印（認印）し、住民票（法人にあっては、印鑑登録証明書、現在事項全部証明書）と併せ、下記郵送先にお送りください。11月5日（火）必着です。

郵送先

〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

一般財団法人さいたま市土地区画整理協会内

さいたま市土呂農住特定土地区画整理組合事務局（管理課） 宛

お問い合わせ：Tel：048-799-2352

※住民票・現在事項全部証明書等は、発行より3ヶ月以内のものをご提出ください。

4. お申込みの変更・取り消しについて

お申込み後に申込内容の変更を行う場合は、下記のとおりお手続きしてください。

■現地対応■

●対応期間 [令和6年10月28日（月）～令和6年11月6日（水）]

受付時間：午前10時～午後4時

上記対応期間内に、認印をお持ちの上、一般財団法人さいたま市土地区画整理協会 管理課にお越しください。

■郵送対応■

●対応期間 [令和6年10月28日（月）～令和6年11月5日（火）]

改めて郵送申込みしていただく際に、抽選参加申込書に朱書きで『再申込』と記入の上、お送りください。

※取り消しのみの場合は、一般財団法人さいたま市土地区画整理協会 管理課にご連絡ください。辞退届を送付いたしますので、記名押印のうえ、ご返送お願いいたします。

Tel：048-799-2352 午前10時～午後4時

5. お申込みの無効

次の事項に該当する場合は、お申込みを無効とします。

- ① お申込み資格がないとき
- ② 抽選参加申込書に虚偽の記入、記入間違い、記入（認印押印）もれ、もしくは記入内容に不明瞭な箇所があったとき。
- ③ 所定の抽選参加申込書を使用しなかったとき。
- ④ 申込受付期間外にお申込みをしたとき、又は、抽選参加申込書が郵送受付期間外に到着したとき。
- ⑤ その他「保留地公売案内書」（抽選区画）の記載事項に違反したとき。

6. 抽選番号の通知方法

■現地申込受付■

一般財団法人さいたま市土地区画整理協会 管理課で申込受付手続完了後、抽選参加申込受付票に抽選番号を記載しお渡しいたします。

■郵送申込受付■

令和6年10月28日（月）以降、抽選参加申込受付票に抽選番号を記載し送付いたします。

4. 公開抽選について

1. 公開抽選会について

日時：令和6年11月14日（木）午前11時～

場所：さいたま市土呂農住組合事務所（住所：さいたま市北区土呂町1535番地1）

1 ご持参いただく書類
抽選参加申込受付票

2 抽選方法

応募倍率に相当する数の玉を抽選器に入れ、最初に出た玉の番号の方を当選とします。再度抽選器を回し、出た玉の番号の方を補欠者とします。補欠者は1名のみ選出します。

3 抽選結果の通知方法

抽選会翌日以降、当選者及び補欠者のみ「抽選結果通知書」を郵送することによりご案内いたします。

4 補欠者の手続き

補欠者の方は、当選者が辞退等された場合、繰り上げ当選となり、当選者と同様の手続きにより契約いたします。

2. 先着順受付について

受付終了時点でお申込みのなかった場合又は当選者等の辞退等により、当選者（契約対象者）が不在となった場合については、令和6年12月9日（月）午前10時から、先着順で申込受付しますので、下記までお電話ください。

一般財団法人さいたま市土地区画整理協会 管理課

Tel：048-799-2352 午前10時～午後4時

5. 契約締結および引渡しについて

1. 保留地売却決定通知について

当選者の方には、「さいたま市土呂農住特定土地区画整理組合」事務局である「一般財団法人さいたま市土地区画整理協会」より、保留地売却決定通知書類をお送りいたします。

今後のお手続きをご案内する重要な書類ですので、届きましたら中身を確認し、必ずご一読ください。

【送付書類】

- ・保留地売却決定通知書
- ・保留地売買契約について（保留地売買契約の案内）
- ・販売区画図
- ・保留地売買契約書(案)
- ・物件説明書(案)

2. 契約保証金について

保留地売却決定通知書の通知日から15日以内（契約日まで）に契約保証金を下記の口座に納入の上、契約を締結していただきます。

契約保証金は売買代金の10%の金額より100円単位を切り捨てたものが契約保証金となります。

なお、納入いただいた契約保証金は売買代金の一部に充当いたしますが、利子は付しません。

<ご注意>

契約保証金の入金がない場合・保留地売却決定通知書に記載の期限を過ぎた場合は、保留地売買契約を締結する資格は無効になります。

■契約保証金の納入口座

さいたま農業協同組合 大砂土支店

口座番号 普通預金 2043881

口座名 さいたま市^シ土呂^ト農住^ノ特定^ウ土地^{ジュ}区画^ウ整理^ク組合^テ

リ^リジ^ジチ^チョウ^{ョウ} 理^リ事^シ長^{ョウ} ウ^ウス^ス タ^タ ク^クカ^カ オ^オ
薄 田 隆 夫

3. 契約締結について

契約保証金を納入の上で、保留地売買契約の手続きをしていただきます。

契約締結場所：さいたま市土呂農住組合事務所

さいたま市北区土呂町1535番地1

東武野田線 大宮公園駅 徒歩約10分



必要書類等

- ・実印（契約名義人様分）
- ・印鑑登録証明書（契約名義人様分）※発行後3ヶ月以内のもの
- ・収入印紙（郵便局などで事前にご購入ください）
※売買代金が5千万円超1億円以下のもの → 30,000円
（令和9年3月31日までの軽減税率）
- ・振込証明書（振込依頼書等、入金が確認できるもの）

4. 契約の解除について

次の場合には契約を解除いたします。

- （1）契約者から契約解除の申し出があったとき。
- （2）契約事項及び保留地公売案内書（抽選区画）の記載内容に違反があったとき。

土地については原状回復の上、返還となります。上記の理由で契約を解除した場合、売買代金の10%を違約金とします。

また、引渡し前に契約解除となった場合、契約保証金は原則返還いたしません。

ただし、融資取扱い金融機関において、買主の責めに帰することのできない事由により融資が不成立となった場合、残金納入期限日（引渡し前）までは、支払い済みの契約保証金の返還を受け、売買契約を解除することができます。なお、支払い済みの契約保証金については利息を付さないものとします。

5. 売買代金の納入について

保留地売買契約締結後、60日以内に納入していただきます。契約保証金は売買代金に充当いたしますので、売買代金の10%を差し引いた金額（残代金）をお支払いいただきます。

■土地残代金の納入口座

さいたま農業協同組合 大砂土支店

口座番号 普通預金 2043881

口座名 さいたま市土呂農住^{シトロノウジュウクテイトチクカクセイリクミアイ}特定土地地区画整理組合

^{リジチョウ}理事長 ^{ウス}薄 ^ダ田 ^カ隆 ^オ夫

6. 引渡しについて

土地の残代金について、全額の納入が確認された日をもって土地をお引渡しいたします。入金の確認のため、お振込みされた際は、下記までご連絡をお願いいたします。また、後日領収証をお送りいたします。確認の上、契約書とともに大切に保管してください。

◆お問い合わせ先：一般財団法人さいたま市土地地区画整理協会内

さいたま市土呂農住特定土地地区画整理組合 事務局（管理課）

Tel：048-799-2352

7. 売買代金の精算について

換地処分によって、売買した土地について契約時の地積と換地処分公告後の出来形確認測量により確定した地積に差異が生じた場合には、その増減した地積に応じて、売買時の単価で精算させていただきます。

8. 税金について

(1) 不動産取得税（県税）

土地や家屋を取得した方が埼玉県へ納める税金です。

① 土地や住宅については、「不動産の価格」×3%

② その他の家屋については、「不動産の価格」×4%

の税額となります。

宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地)については、令和8年3月31日までに取得した場合、価格の2分の1を控除する特例措置があります。

「不動産の価格」とは

・購入価格や建築工事費の額ではなく、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録された価格をいいます。登録されていないものについては、全国的に統一された基準で県知事が決定します。

詳細については、下記にお問い合わせください。

◆お問い合わせ先：さいたま県税事務所 課税第二担当 Tel：048-822-4079

(2) 固定資産税・都市計画税（市税）

土地や家屋を所有している方が毎年、市へ納める税金です。引渡しの翌年から課税されます。

① 固定資産税 課税標準額×1.4%

② 都市計画税 課税標準額×0.3%

の税額となります。（さいたま市・令和6年度）

「課税標準額」とは

・市町村の固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)をいいます。

なお、一定の要件に該当する場合、税が軽減されます。

詳細については、下記にお問い合わせください。

◆お問い合わせ先：さいたま市 北部市税事務所資産課税課 土地第2係

Tel：048-646-3115

(3) 印紙税（契約時、契約書に貼付していただきます）（令和9年3月31日までの税額）

売買代金 5千万円を超え 1億円以下のものは、30,000円

※ 印紙は「収入印紙」です。郵便局などで事前にご購入ください。

(4) 登録免許税

換地処分時の所有権移転登記の際には、登録免許税（国税）をご負担いただきます。税率及び課税標準価格については、換地処分時のものとなりますので、ご了承ください。

また、所有権移転登記に要する費用は、お客様のご負担となります。

(5) 住宅借入金等特別控除制度（住宅ローン減税）

住宅ローン等を利用して住宅の新築や購入をしたときには、一定の要件に当てはまれば居住の用に供した年から一定期間、住宅借入金等特別控除を受けることができ、所得税が軽減されます。

詳細については、下記にお問い合わせください。

◆お問い合わせ先：大宮税務署 Tel：048-641-4945（代表）

10. 契約不適合責任について

契約不適合責任に該当する場合には、土地の引渡しを受けた日の翌日から起算して2年間に限り、当組合がその責めを負うものといたします。

11. 権利譲渡について

権利譲渡は、保留地の所有権移転登記を完了するまでは、お認めしておりません。ただし、理事長が特別な理由があると認める時は、さいたま市土呂農住特定土地画整理組合の承諾を得た上で権利譲渡をしていただきます。

詳細については下記へお問い合わせください。

◆一般財団法人さいたま市土地画整理協会 管理課 Tel：048-799-2352

6. 法規制等

1. 用途地域について

用途地域について

今回販売の区画には、下記のような法規制等がありますので、あらかじめご承知おきください。

用途地域の指定	建ぺい率	容積率	地区計画	高度地区	防火地域等
第一種中高層住居専用地域	50%	100%	土呂南地区	—	—

※建ぺい率＝建築面積の敷地面積に対する割合

※容積率＝延べ面積（建築物各階の床面積の合計）の敷地面積に対する割合

※土呂南地区地区計画の区域内（A-1地区）に位置し、建築物の敷地面積の最低限度は165㎡の制限有

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

- ◆都市計画（用途地域等）：さいたま市 北部都市計画事務所 都市計画指導課

Tel：048-646-3178

- ◆その他（建築確認等）：さいたま市建設局 北部建設事務所 建築審査課

Tel：048-646-3242

- ◆埼玉県建築基準法施行条例について

：さいたま市建設局 北部建設事務所 建築審査課

Tel：048-646-3242

- ◎さいたま市景観計画（参考）

当地区におきましては「景観誘導区域」に該当しており、次の建物を新築などされる場合には、届出が必要となります。

「高さが12mを超えるもの」または「建築面積が1,000㎡に該当するもの」が対象です。建物の「配置」、「形態意匠」、「色彩」、「外構」、「緑化」などについての景観形成基準がございます。詳しくは下記までお問い合わせください。

- ◆都市局 北部都市計画事務所 都市計画指導課 Tel：048-646-3178

2. 土壌汚染対策法等について

今回の販売区画は、土壌汚染対策法（平成14年法律第533号）第6条に規定する要措置区域又は11条に規定する形質変更時要届出区域に指定されておられません。

3. 土地区画整理法第76条許可申請について

今回の販売区画は全て、土地区画整理事業の区域内にあり、建築確認申請の前に土地区画整理法第76条の規定に基づく許可が必要になります。

この許可を受けようとする場合は、一般財団法人さいたま市土地区画整理協会へ申請することになります。

詳細については、下記までお問い合わせください。

- ◆土地区画整理法第76条に基づく手続き：

一般財団法人さいたま市土地区画整理協会 管理課 Tel：048-799-2352

- ◆建築確認申請：

さいたま市建設局 北部建設事務所建築審査課 Tel：048-646-3242

7. その他の事項について

販売区画については「6. 法規制等」のほか、下記にもご留意いただきますよう、お願いいたします。

1. 地区内の組合所有地・及び民有地における建築物等について

当地区は土地区画整理事業の施行区域のため、地区内に相当数の宅地が点在しております。

当地区は都市計画法により用途地域（第一種低層住居専用地域）の指定がなされており、当地区内の宅地の土地利用及び建築等行為については、都市計画法及び建築基準法等法令の制限を受けることとなります。したがって当組合が販売した宅地及び、周辺の宅地には法令の許す範囲内において建築行為（一般住宅、アパート、マンション、店舗、工場等の建築等）が行われます。

民有地における建築等行為については、当組合からの指導及び規制は一切できません。

また、土地区画整理事業施行中のため、今後、当組合所有地を民有地に、又は民有地を当組合所有地に変更する場合があります。

なお、当組合から購入後、区画を割り直したうえで建築を行われた場合につきましても、指導及び規制は一切できません。

2. 将来の区画割等変更について

現在販売中の区画及び周辺の当組合所有地の区画割及び造成計画等については、今後の状況によって見直されることがあります。

3. 宅地の形状変更・擁壁の設置について

宅地の地盤高の変更（他の場所から土を搬入し盛ること、又は土を切り他の場所に搬出すること）は、原則として認められません。※建築基礎工事に係る土工事は除きます。

また、隣地に影響を及ぼすおそれのある、擁壁の設置・撤去等につきましても、各種法令等を遵守し、隣地所有者等と充分話し合いのうえ、お客様の責任において行ってください。

隣地の土地所有者が建築する前に隣地境界部の擁壁が必要となる場合は、お客様の責任と負担において、ご契約いただいた宅地内に基礎を含めて擁壁を設置していただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。

なお、宅地内に新たに擁壁その他の構造物を設置する場合には各種法令等を遵守し、設計上充分配慮して安全な構造物を設置してください。また、隣地に越境などすることがないように、充分に配慮して行ってください。

4. 地盤の地耐力について

地盤については、ハウスメーカー等が実施する地盤調査の結果、基礎構造に係る工事が必要と判断した場合は、お客様の負担で行ってください。

※保留地売買契約締結後から、地盤の調査が可能です。

5. 雨水排水について

雨水排水については、お客様のご負担で浸透施設等を設置し、宅内処理を行ってください。

6. 上下水道について

(1) 上水道について

宅地内への引込み工事はおお客様のご負担で行っていただきます。

水道設置分担金（口径により異なる）につきましてもお客様負担となります。

※巻末資料「さいたま市水道設置分担金」を参照ください。

(2) 下水道について

下水道受益者負担金は当組合で負担いたします。

なお、宅地内への接続については、お引渡し後、お客様のご希望の位置に無償で1ヶ所設置できます。

◆お問い合わせ先：（上水道）さいたま市水道局 業務部給水工事課

Tel：048-714-3090

（下水道）さいたま市 北部建設事務所下水道管理課

Tel：048-646-3249

7. 都市ガスの接続について

今回販売区画については、接面道路に供給管があるため都市ガスが使用可能ですが、宅地内への引込み工事はおお客様のご負担で行っていただきます。

供給管の確認等、詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

◆お問い合わせ先：東京ガス㈱お客様センター Tel：0570-002211

（宅地の街区画地番号をお知らせの上、工事の相談とお問い合わせください。）

8. 電柱等の取扱いについて

一部の宅地内及び道路などの公共用地に既に設置されている電柱が支障となる場合、撤去・設置位置の変更等については、お引渡し後、お客様から各事業者（東京電力パワーグリッド㈱、東日本電信電話㈱）にご相談ください。

なお、電柱などが宅地内にある場合、土地の引渡し日以降にお客様と各事業者（東京電力パワーグリッド㈱、東日本電信電話㈱）との間で土地使用許諾の締結又は使用許諾書の提出等を行っていただくこととなります。

電柱・支線・支柱等については、今後必要に応じて販売区画や周辺の民有地に新たに設置される場合がありますのでご了承ください。

また、当該電柱には他サービス（有線テレビジョン等）の電線が共架される場合があります。

◆東京電力エナジーパートナー㈱カスタマーセンター埼玉 Tel：0120-995-441

9. 騒音等について

当地区については、今後も引き続いて宅地造成工事及び住宅・施設の建設等に伴い、騒音・振動・土ほこりの発生や、工事用車両の通行等が予想されます。

なお、都市計画道路（3・4・83 指扇宮ヶ谷塔線）など、地区内もしくは、地区隣接道路については、今後、交通量が増加する可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

10. 標識等について

今後、必要に応じて道路上に道路標識、消火栓標識、道路照明等が新設される場合があります。

1 1. 日照など相隣関係について

法令による審査に合格した建築物等であっても、日照に関して争いが起きることがあります。これらは当事者間でお話し合いいただき解決することであり、当組合は調停・あっせん等を一切行いません。

また、隣接地や周辺の工作物の設置や音・臭い・動物飼育等、隣地の利用における争いについても、当組合は調停・あっせん等を一切行いません。

1 2. 隣地構造物の基礎について

ブロック塀が設置されている西側隣地境界沿いについては、ブロック塀の基礎の構造上、当該保留地内に基礎コンクリートの一部が地中において、若干越境している可能性があります。現状のままでの引渡しとなります。

1 3. 家庭ごみの収集について

家庭ごみの収集所の設置（場所の選定）と管理（清掃など）は、「さいたま市家庭ごみの出し方マニュアル」に基づき、利用されている方の責任で行っていただきます。

詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

◆さいたま市環境局 資源循環推進部 西部清掃事務所 Tel：048-623-3899

1 4. 土地の引渡しについて

(1) 区画図ののり、擁壁、電柱・支線等の表記は、現状と異なる場合もありますが、現状有姿でお引渡しいたします。

(2) 今回販売する区画に設置されている区画標示板及びローピングについては、土地の引渡しをもって、お客様にお引渡しいたします。

1 5. 自治会について

今回販売区画に係る自治会につきましては下記へお問い合わせください。

◆さいたま市北区役所区民生活部コミュニティ課 Tel：048-669-6021

1 6. 公立小・中学校の通学区域について

今回販売する区画の公立小・中学校の通学区域は、以下の通りです。

小 学 校	中 学 校
植竹小学校	土呂中学校

※詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

◆さいたま市 教育委員会 学事課 Tel：048-829-1648

1 7. 住所表示について

住所表示に使用する底地番については、下記にお問い合わせください。

◆一般財団法人さいたま市土地区画整理協会 管理課 Tel：048-799-2352

また、当地区の土地区画整理事業による換地処分公告後、土地の表示は新しい町名地番に統一されます。現在の表示（『街区・画地』『底地番』）とは異なりますので、ご注意ください。

18. 換地処分時の登記について

売買した土地の、契約者への所有権移転の登記は、土地区画整理法の規定により換地処分に伴う登記が完了した後（通常、換地処分公告日より数か月を要します。）ご案内いたします。

なお、登記に要する諸費用は契約者のご負担となります。

※換地処分は令和10年3月末の予定です。

※詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

◆一般財団法人さいたま市土地区画整理協会 管理課 Tel：048-799-2352

＜施行者・土地売主＞

さいたま市土呂農住特定土地区画整理組合

(20241008)